

2025年9月12日

AUREA サッカースクール 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

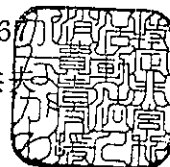
ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成され、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴団体が運営するAUREA ジュニアユースの規約を調査・検討した結果、問題があると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後1か月を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

<別 紙>

第1 規約第7条 会費の不返還

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

(関連する条項等)

規約第6条 会費等

本クラブに入会する者は、別に定めるところにより所定の会費を納めるものとする。また、必要に応じて別途臨時徴収を行う場合がある(合宿・遠征等)。

費用に関する【詳細説明】と題する書面の記載

② 月会費について

月会費は月13,800円となります。月会費は4ヶ月ごとにお支払いいただく形をとらせていただきますので、年に3回のお支払いをお願いいたします。(口座引落しでお預かりする予定です)

③ 年会費・入会金・スポーツ保険代について

年会費は毎年3月に翌年度分として11,500円をお預かりさせていただきます。入会金は入会時のみかかる費用で、10,000円となります。スポーツ保険は毎年かかる費用で、年会費と同様に毎年3月に800円をお預かりさせていただきます。

④ バス送迎代について

バス送迎代は、希望する方のみで月2,000円をお預かりいたします。月会費と同様4ヶ月ごとのお支払いとなります。

⑤ グランド維持費について

現在、専用グランド建設に向け計画を進めている最中です。専用グランドが出来次第そちらを使用することになりますが、実際に使用し始めましたら月1,500円をグランド維持費としてお預かりさせていただきます。こちらは時期が決まりましたらお伝えいたします。

1 申入れの趣旨

規約第7条は、消費者契約法9条1項1号により、平均的な損害を超える部分は無効と考えるので、使用の停止及び削除ないし文言の修正を求めます。

2 申入れの理由

(1) 貴クラブへの入会を許可されたクラブ生は、貴クラブに対し、「別に定めるところにより所定の会費を納めるもの」とされています(規約第6条)。

この規約に関連し、貴クラブ作成の費用に関する【詳細説明】と題する書面において、諸費用の内容及び支払方法が定められているもの

と思われます。具体的には、諸経費のうち、年会費、スポーツ保険代については1年分を前払いし、月会費及びバス送迎代については、4か月分を前払いするとされています。

仮に、現在においても、このような諸経費の納入方法がとられている場合、前払いをした諸費用に対応する期間が経過する前に退会したクラブ生は、規約第7条により、前払いをした諸費用の返還を一切受けることができなくなります。

このような規約は、解除の時期等を問わず、解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償又は違約金を定める条項であり、事業者に生じる平均的な損害を超える部分は、消費者契約法9条1項1号により無効です。

- (2) したがって、上記規約の使用の停止を求めるとともに、上記規約の削除ないし文言の修正を求めます。

第2 規約第15条 事故の責任

- ① クラブ生は本クラブが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿などこれらに付随する活動においてはスタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、障害、その他事故が起きても本クラブ及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
- ② クラブ生はスポーツ保険に加入するものとし、本クラブ活動時の怪我等については、加入したスポーツ保険の適用範囲内での保障とする。

1 規約第15条①

(1) 申入れの趣旨

規約第15条①は、消費者契約法8条1項1号及び3号により、無効と考えますので、使用の停止及び削除ないし文言の修正を求めます。

(2) 申入れの理由

規約第15条①は、「盗難、障害、その他事故」が発生し、クラブ生に損害が生じた場合において、貴クラブ及びスタッフに対する損害賠償請求をしないものとする規約です。

この規約は、貴クラブに故意又は過失がある場合についても、債務不履行又は不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であることから、消費者契約法8条1項1号及び3号により無効です。

したがって、上記規約の使用の停止を求めるとともに、上記規約の削除ないし文言の修正を求めます。

2 規約第15条②

(1) 申入れの趣旨

上記規約第15条②は、消費者契約法8条1項2号及び4号により、無効と考えるので、使用の停止及び削除ないし文言の修正を求めます。

(2) 申入れの理由

上記規約第15条②は、貴クラブの活動時に生じた「怪我等」の賠償責任を保険が適用される範囲内に限定する規約です。

この規約は、貴クラブに故意又は重過失が認められる場合についても、債務不履行又は不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項であることから、消費者契約法8条1項2号及び4号により無効です。

したがって、上記規約の使用の停止を求めるとともに、上記規約の削除ないし文言の修正を求めます。

以上